

空き家の管理に 困っていませんか？

空き家は
売れます！
貸せます！

平泉町では、町内の空き家等を有効活用することにより地域の活性化や移住・定住の促進を図るため、「平泉町空き家・空き地バンク」制度を実施しています。町内に空き家をお持ちの方で、「空き家を売りたい方又は貸したい方」や、「空き家を買いたい方又は借りたい方」はぜひご相談ください。

空き家をそのまましておくのはもったいない！

- ✓固定資産税や維持管理費がかかる
- ✓建物の痛みの進行が早く、時間が経つほど資産価値が下がるおそれがある
- ✓老朽化すると住宅地用特例から外され、固定資産税が高くなる可能性がある

空き家・空き地バンク制度はこんなメリットがあります！

負担軽減	老朽化する前に早めに売却する方が、固定資産税や維持費など、経済的な負担が少なくて済みます。	広報	町のHP等で幅広く紹介。空き家を探している人の目に留まりやすくなります。
専門性	不動産業者が仲介するので契約等の手続きは安心です。	補助金	購入者には、登録物件限定の取得や改修等に対する補助制度があるので、契約成立の後押しになります。

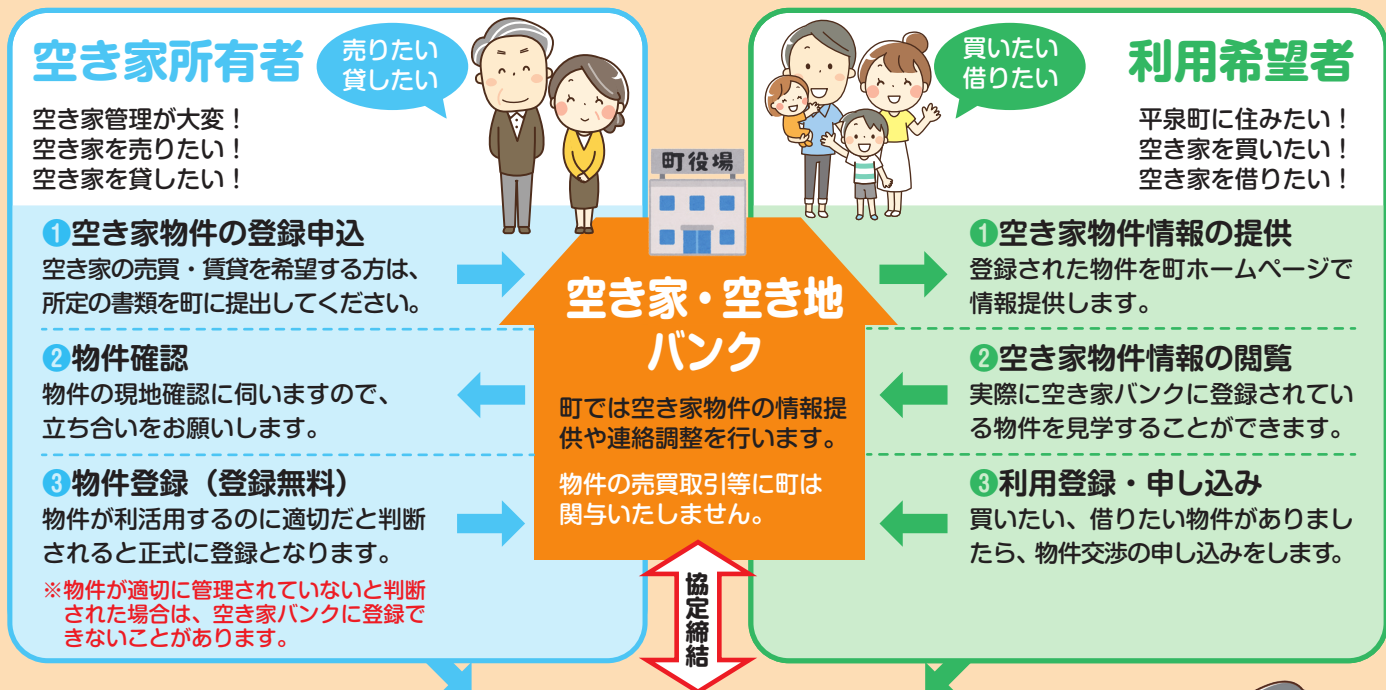
こんな方には賃貸がオススメ！

「住んでいないし管理も大変だけど、先祖代々引き継いだ家を手放す決断ができない…。」

建物は人が住まなくなると、あっという間に老朽化が進みます。家屋の維持のためにも、入居者に管理してもらう気持ちで、お貸ししてみてはいかがでしょうか？



空き家・空き地バンクへの登録と利用の流れ



交渉・契約

宅地建物取引業者

《協力不動産業者》 一般社団法人 岩手県宅地建物取引業協会 一関支部

※契約成立時には協力不動産業者への仲介手数料が発生します。



お問い合わせ先

平泉町役場 まちづくり推進課 〒029-4192 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 45-2
TEL : 0191-46-5578 FAX : 0191-46-3080 Mail : kikaku@town.hiraizumi.iwate.jp

空き家を放置するといろいろな**問題**が！

空き家を適切に管理せずに放置すると、建物の劣化が進み、防災面や防犯面、衛生面の問題が発生する恐れがあります。あなたが持っている空き家は今、どんな状態ですか？

問題のある空き家のイメージ

老朽化による倒壊
や部材が飛散する
恐れ

犯罪や放火、不法
投棄の恐れ



樹木や雑草が生い
茂り隣地や道路に
はみ出す恐れ

景観を損なう恐れ

害虫、小動物の棲
家になる恐れ

空き家所有者には**管理責任**があります！！

平成27年5月から
空家等対策特別措置法
が施行されました。

空き家の所有者又は管理者には、防災・衛生・景観等において地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないように、空き家等を適切に管理する責務があると定められています。



／ 空き家を放置すると大変なことになる場合も… ／

！ 損害賠償を請求される 場合があります

試算

倒壊や火災で、隣接家屋が全壊・
死亡事故が起こった場合

損害賠償額：約2億円

※夫婦、子供の計3人が死亡



外壁材等の落下により道路歩行
者の死亡事故が起こった場合

損害賠償額：約6千万円

※子供1人が死亡



【参考】日本住宅総合センターによる損害賠償額の試算の例

！ 行政代執行の対象になる 場合があります

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態である特定空家等について、町からの助言または指導、勧告、命令に従わない場合、所有者等に代わって行政代執行により除却する場合があります。**解体費用については、所有者に請求します。**

！ 納付税額が高くなる場合があります

「特定空家等」になり「勧告」を受けると、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外され、納付税額が高くなる可能性があります。

結論

空き家等を放っておくと、かえってお金がかかる！

早めに相談しましょう！！



お問い合わせ先

平泉町役場 建設水道課 〒029-4192 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 45-2

TEL : 0191-46-5569 FAX : 0191-46-3080 Mail : kensetsu@town.hiraizumi.iwate.jp